

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第四条第一項の規定により指定する告示（昭和二十七年四月大蔵省告示第七百五十二号）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）第四条第一項の規定により次の者を指定する。

本邦に派遣された合衆国の大使、公使、領事その他これに準ずる施設及びその随員その他本邦にある合衆国の大使館、領事館その他これに準ずる施設に雇用され、又はこれに勤務する合衆国の国籍を有する者（通常本邦に住所を有する者を除く。）